

高まるコロナ禍の不安 ひとりで悩まず 必ず相談を！

とうとう三度目の緊急事態宣言発令！昨年春に始まった新型コロナ禍は、1年たっても収まるどころか4月以降は医療体制崩壊が現実のものに。そんな中、仕事を失ったり休業を強いられて生活困窮に直面したり、身近な人が職場や家庭で感染しその対応に追われたり、またリモートワーク等業務変化でストレスがたまったりと、誰もが職場でも家庭でもストレスが極限に達しようとしています。その結果、自殺者やDV件数が増えています、

困った時は一人で悩まず、まずは相談してください。かならず解決方法は見つかります。どこに相談したらよいか分からない人は、まずは相談室にお電話ください。お話を伺い、内容に応じた適切な相談先をご紹介しますこともできます！

◆休業手当・休業支援金

会社の指示で休業した時に労働者に支払われるのが「休業手当」です。会社は国の雇用調整助成金を申請してその財源にします。会社が「休業手当」を払ってくれない時には、労働者本人が国に請求するのが「休業支援金」です。シフト型のパートやアルバイトにも一定の条件で対象になります。当初は中小企業労働者だけに限定されていたが、期間限定で大企業労働者も対象になりました。

◆解雇・雇い止め

コロナ禍が理由であっても会社が自由に解雇できるわけではなく、客観的で合理的な根拠が必要です。有期雇用労働者で一定回数更新を繰り返していた場合も同様です。契約期間中の解雇は原則認められません。

◆感染・濃厚接触

職場でコロナウィルスに感染したと考えられるときは、会社の協力を得て労災の申請をしましょう。感染した時やその回復期、濃厚接触者で休業した場合は賃金(休業手当)が貰えるケースがあります。

◆労働組合・労災

➡労働組合に相談したい時は、

ひょうごユニオン

(078-382-2116)へ

➡コロナによる労災の相談は、

NPO法人ひょうご労働安全衛生センター

(078-382-2118)へ

わたしたちは、労働相談を専門に活動するNPO法人です。

職場のトラブルに
悩んでいませんか

まずはお電話ください

☎ 078-945-7703

コロナだからとあきらめないで

諦めずに声をあげることが大切です。参考に最近寄せられた相談事例を紹介します。

相談内容	アドバイス	紹介先等
コロナの影響で店舗が閉鎖、別の店舗に配置転換。しかし遠い上に早朝勤務があり断ったら離職票には自己都合退職とされた。	最終的に自己都合か会社都合かはハローワークが決定。窓口で本人の主張を聞いてくれるのでありのままを説明すること。	ハローワーク
息子の感染が分かり家族は濃厚接触者として PCR 検査を受けることになったが、会社に賃金支払い求められるか。	基本的には会社の就業規則によることになるが、特別休暇がある会社もあり、感染症の特別なケースなので会社とよく話し合うこと。	
会社の同僚が感染し会社から濃厚接触者になり自宅待機を命じられた。	基本的に会社の指示で自宅待機や休業する場合は休業手当の対象になる。	
コロナの影響で一日5.5時間勤務を3時間に減らされたが休業手当を払ってくれない。	会社に要求してだめなら、本人申請できる「休業支援金」の手続きを。	兵庫労働局 078-367-0850
コロナの影響で休業したが休業手当を払ってくれない上、休業支援金の申請に会社が協力してくれない。	会社の協力が得られない場合も申請できるので労働局かコールセンターに相談すること	休業支援金コールセンター
休業に伴い休業手当を要求したが、会社は「コロナの影響でないからできない」と言われた。	コロナが原因でなくても会社都合の休業であれば通常の休業手当の支払い義務がある。また、コロナの間接的影響も考慮されるのでコールセンターに相談すること。	0120-221-276
仕事が減っているのに年休で休んでくれと言われた。年休はたくさんあるが納得できない。	休業手当や雇用調整助成金制度を説明。兵庫労働局に相談する。	兵庫労働局 078-367-0850
本業が休業状態なので副業を始めたいが何に気を付けたらいいか。	両会社が副業を認めているか、休業手当との兼ね合いをどうするか確認すること。要件を満たせば社会保険加入を伴うので年金事務所にも相談すること。	
パワハラで鬱を発症して休職したあと退職扱いに。労災申請したが不支給になったので審査請求したい。	労災を専門的に取り扱っている NPO 法人を紹介した。	ひょうご労働安全衛生センター 078-382-2118
業務命令違反を理由に懲戒解雇された。他の人は軽い処分なのに3人だけ重い処分です。納得できない。	労働組合で交渉するか弁護士に依頼して訴訟するか。まずは、組合に相談してみてもいい。	ひょうごユニオン 078-382-2116
コロナで退職し求職活動中。口頭説明はかなり厚遇の会社から内定もらったが書面が無くて不安。	必ず雇用契約書や労働条件通知書を求めること。書面を出さない会社はリスクがあるので慎重に判断すること。	

(参考)

※労働相談 QA は相談室の HP 参照(右記 QR コード)

➡<https://www.hataraku7703.org/>



- ◆ひょうごユニオン➡ <http://www9.plala.or.jp/hyogounion/>
- ◆NPO 法人ひょうご労働安全衛生センター➡<https://hoshc.org/>
- ◆厚生労働省 HP➡<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ◆同上 休業支援金特設サイト➡<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

コロナ関連相談の特徴から

昨年3月から新型コロナ禍が始まってすでに一年以上に。この間に相談室に寄せられた相談は300件以上になりますが、その内容はこれまでの通常の相談とは大きく違う特徴がいくつかあります。

その中から、①相談者の雇用形態と、②相談内容の二つについて紹介します。

◆非正規の割合が突出

図1は、20年度の相談のうち、判明した相談者の雇用形態を集計したものです。正規労働者が53人と最も多くなっていますが、契約社員やパート、派遣社員などの非正規労働者を合わせると100人で、実に正規労働者の倍になります。

正規と非正規の区分で集計したものが図1-2ですが、1年前の19年度と同じ区分集計の図2と比較すると違いが明確です。20年度は圧倒的に非正規が多かったのです。

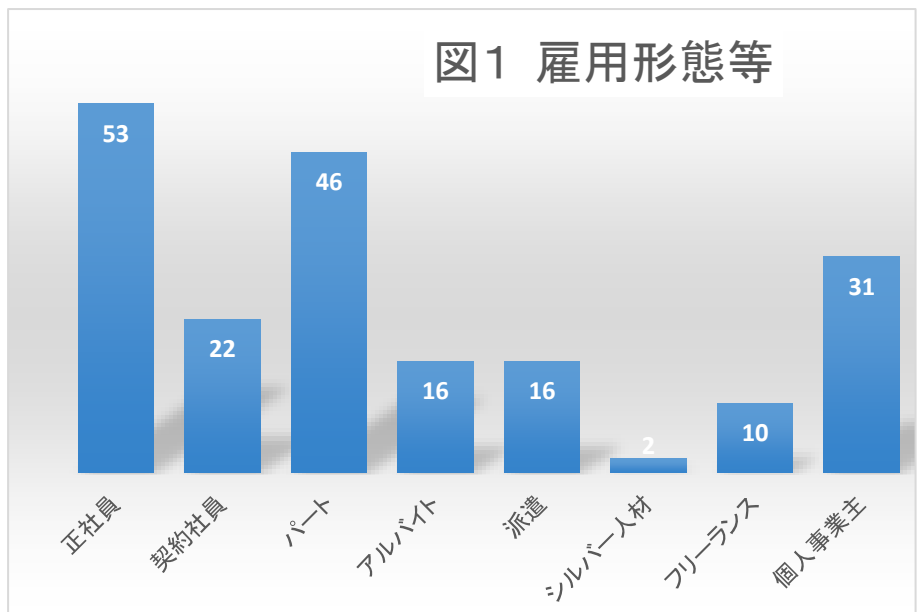
そして、もう一つ20年度の相談で大きく目を引くのは、フリーランスと個人事業主が多いことで、約1/4を占めました。特に、昨年3月～4月には個人営業の飲食店主等も含めこうした皆さんの相談が集中しました。

緊急事態宣言などによる営業自粛や時短等が飲食・小売業界に大きな影響を与えていること、そうした業種では特に非正規労働者の雇用割合が多いことが背景にあると考えられます。

日本の雇用者数の約4割は非正規で、職場ではなくてはならない大切な働き手でありながら、こうした時には真っ先に行き場を失うことになるという実態が浮き彫りにされたと言えます。

失業率が少し改善したという報告がありますが、シフトカットにより実質的失業者と言われる人が別に約150万人いるという調査結果があります。また、非正規労働者の就業者数が昨年に比べて約100万人減少している政府統計データがあります。

現在も非正規労働者を中心に非常に厳しい状態が続いていることは明らかです。



◆休業問題/感染不安/シフトカット

相談内容の内訳を集計したものが図3です。多い順では、①休業手当等の休業問題(77件)、②感染不安・安全衛生(66件)、③シフトカット・賃下げ等不利益変更(43件)、④解雇・雇い止め(35件)⑤個人事業主への支援(30件)等となっています。

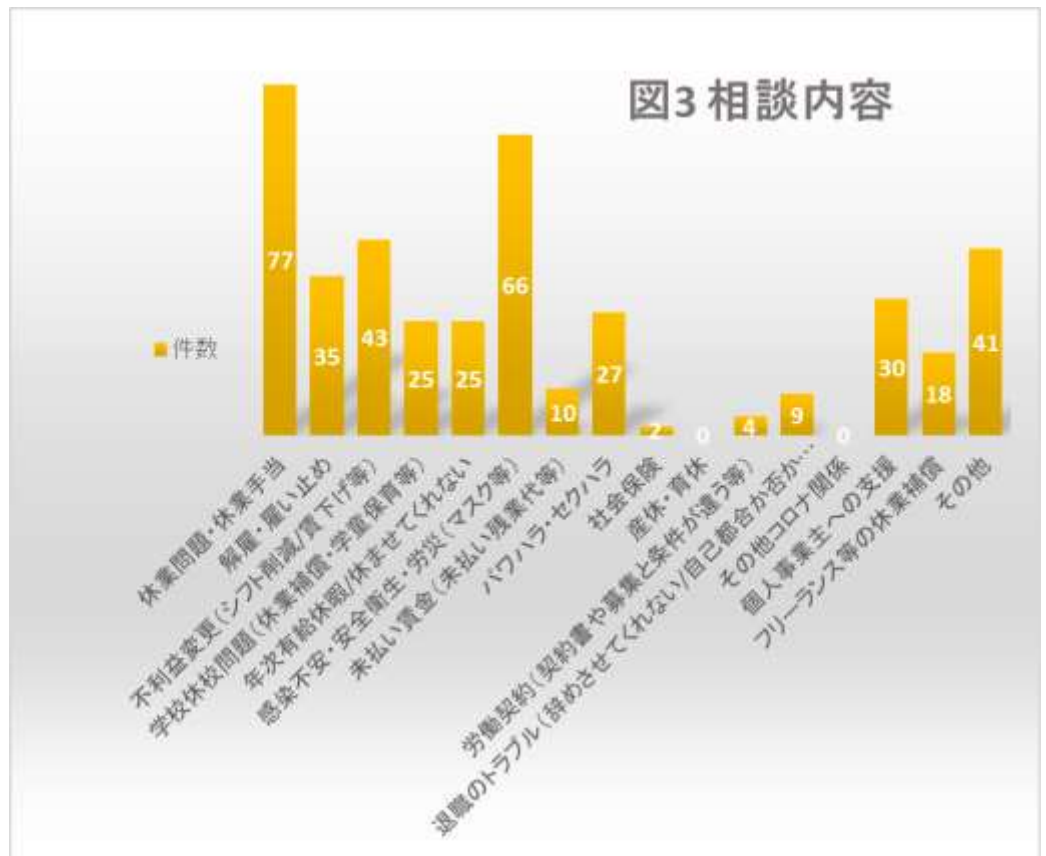
休業者数は昨年4月には約900万人に達しました。しかし、事業主の財源となる国の補助金「雇用調整助成金制度」が円滑に機能せず、政府は手続きの簡素化や補助率の引き上げなどの特例を打ち出しましたが、対応が後手になり現場に混乱が生じました。一定の雇用確保の効果は上がりましたが、非正規のシフト型労働者の救済や労働者本人の申請が可能になったが休業支援金などの成果が十分に上がっていないなど課題が残されたままです。

国は徐々にこの「特例」を縮小して補助金を減額する方針で、今後解雇の増加につながらないか懸念されます。

昨年当初は、「会社の感染対策が不十分で不安」という相談が多かったが、徐々に感染したり濃厚接触者になった人から、休業の扱いなどに関する相談が増えました。

解雇・雇い止めでは、突然「辞めてくれと言われた」といった事例が現在も続いています。

コロナが理由なら簡単に解雇できるというわけではありませんので、あきらめずに相談してください。



相談室の活動にご支援を！

NPO法人の活動は趣旨に賛同する会員・賛助会員の皆様とボランティア相談によって支えられています。今後ともコロナショックの影響は長期化することは必至で、活動を更に充実させていく必要があります。賛助会員への加入、ボランティア等皆様のご協力をよろしくお願いします。



<https://www.hataraku7703.org/>



- 郵便局へのお振込
記号・番号：00940-9-333625
- ゆうちょ銀行へのお振込
店名(店番)：〇九九店【ゼロ キュウ キュウ店】
預金種目：当座 口座番号：0333625
- 近畿労働金庫へのお振込
店番：642(神戸支店)
預金種目：普通 口座番号：8888247
- 口座名義：NPO 法人ひょうご働く人の相談室

わたしたちは、労働相談を専門に活動するNPO法人です。

職場のトラブルに
悩んでいませんか

まずはお電話ください

☎ 078-945-7703